

随意契約締結状況（100万円以上）

| | 物品等又は役務の 名称及び数量 | 随意契約 担当部課の名称 及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約 にかかる 契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な 事項（備考） |
|---|---|------------------------------|----------------|--|----------------------|---|------------------|
| 1 | 施設見学用映像・機器の更新に係る契約 （日本赤十字社 中四国ブロック血液センター・広島県赤十字血液センター合同社屋） | 総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5 | 令和8年1月30日 | 株式会社丹青社 九州支店 （福岡県福岡市博多区博多駅前 3丁目25番21号） | 9,955,000円 | 当該業者は同映像及び機器の整備業者であり、現行映像の改修作業に対応可能な業者は他になく、機器の更新を含め円滑に担うことができる唯一の業者であるため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項） | |